

事 務 連 絡
令和 8 年 8 月 20 日

公益社団法人日本薬剤師会 御中

厚生労働省医政局医薬産業振興企画課

セルフメディケーション税制対象の薬局製造販売医薬品及びその取扱いについて

平素よりセルフメディケーション税制（以下「税制」という。）の運用にご協力いただき、感謝申し上げます。

今般、「令和 8 年度税制改正によるセルフメディケーション税制対象医薬品の届出等について」（令和 8 年 8 月 7 日付け厚生労働省医政局医薬産業振興企画課事務連絡。以下「通知」という。）でお示ししたとおり、令和 8 年度税制改正により、薬局製造販売医薬品が税制の対象に追加されました。

これを踏まえ、税制の対象となる薬局製造販売医薬品及びその取扱いについて、下記のとおりお示ししますので、十分御了知の上、傘下会員に対して周知いただくとともに、適切な運用に遺漏のないよう御対応をお願いいたします。

記

1. 税制の対象となる薬局製造販売医薬品について

薬局製造販売医薬品のうち、通知でお示ししたとおり、税制の対象となるスイッチ OTC 医薬品及びスイッチ OTC 医薬品以外の一般用医薬品等と同じ有効成分を含有するものについては、薬局製剤指針（平成 28 年 3 月 28 日薬生審査発 0328 第 15 号厚生労働省医薬・生活衛生局審査管理課長通知別添）の医薬品各条に掲げられた処方番号に基づき、税制の対象となる薬局製造販売医薬品に係る処方番号を別添のとおりとします。

2. 薬局製造販売医薬品を取り扱う薬局における対応について

薬局製造販売医薬品を取り扱う薬局におかれては、税制の対象となる薬局製造販売医薬品の販売に係るレシート、領収書等の証明書類について、当該医薬品が税制対象品目である旨を明記するなど、必要な対応をお願いいたします。

キャッシュレジスターが発行するレシートで対応する場合は、以下のとおりとしてください。

- ① 商品名の前にマーク（例えば「★」）を付すとともに、当該マークが付された商品が税制対象品目である旨（例えば「★印は税制対象品目」）をレシートに記載すること。
- ② 税制対象品目のみの合計額を区分して記載すること。

担当者連絡先 厚生労働省医政局医薬産業振興企画課
セルフケア・セルフメディケーション推進室
Email self-medication-tax@mhlw.go.jp
TEL 03(5253)1111 内線 4149